

平成26年（2014年）9月紀北町議会定例会会議録

第 5 号

招集年月日 平成26年9月4日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成26年9月22日（月）

応 招 議 員

1 番	奥村 仁	2 番	東 貴雄
3 番	樋口泰生	4 番	太田哲生
5 番	瀧本 攻	6 番	入江康仁
7 番	家崎仁行	8 番	玉津 充
9 番	奥村武生	10番	東 篤布
11番	東 清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑正量
15番	川端龍雄	16番	平野倅規
17番	中本 衛	18番	北村博司

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	下田 二一
会計管理者	脇 博彦	総務課長	堀 秀俊
財政課長	井谷 哲	危機管理課長	上野 和彦
企画課長	中場 幹	税務課長	中村 吉伸
住民課長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷 眞吾
環境管理課長	玉津 裕一	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	植地 俊文
水道課長	久保 建作	海山総合支所長	上村 康二
教育長	安部 正美	学校教育課長	玉津 武幸
生涯学習課長	宮原 俊也	監査委員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	上野 隆志
書 記	奥村 能行	書 記	玉本 真也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

10番 東 篤布 11番 東 清剛

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

中本衛議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

中本衛議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

日程第 1

中本衛議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

10番 東 篤布君

11番 東 清剛君

のご兩名を指名いたします。

日程第 2

中本衛議長

次に、日程第 2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 瀧本攻君。

瀧本攻総務財政常任委員長

皆さん、おはようございます。

平成26年9月議会定例会の総務財政常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

まず、今期定例会に付託された案件につきましては、9月10日、午前9時00分から第1委員会室におきまして、委員6人全員出席のもと開催いたしました。

説明のために出席した方は、総務課、財政課、企画課、税務課、福祉保健課、危機管理課の各課長及び職員でございます。

私どもの委員会に付託された議案は、議案第47号と48号、49号、50号、51号、54号の補正予算の総務財政委員会の所管の6件でございます。

それでは、審査の結果を報告いたします。

議案第47号 地域自治区の設置に関する協定書を廃止する条例についてを議題として、審議をいたしました。

委員から、戸籍システムに変更があると思われませんが、町単独の事業なのか、それとも起債補助金があると思いますが、どうですかと。それとメリットとデメリットの質問がございました。それで資料をお配りしてあるんですけども、総務課の中の実態に即した状態に精査したら、いわゆる住民基本台帳を中心とする内部情報システム改修に200万円から300万円、戸籍システム改修に1,000万円ですね。戸籍関係と管内に住所を有する方への周知のために、通知郵送料として200万円、広報や住所表記の変更する庁舎内の必要経費として雑費事務費等で300万円から500万円、トータルとして1,500万円から2,000万円ということでございます。それで、これは全部一般財源という答えでございました。

それから、執行部は一体感と言っておりますのは精神的なものですかという問いに対して、一体感の意味がわからないという質疑がございました。課長の答弁として、一体感を持った町づくりにシフトしていき、一体化の醸成というものに資するというところでございます。それが一番大きなメリットだと思いますと。精神的なものもありますが、住民の感情、俗にいう心の一体感ということでもございました。

それから、地域協議会の目的と目標が達成されたのかという質問がございましたが、ほぼ達成されたと考えているという答弁でございました。

また、この地域協議会がなくなった場合には、代替えの機関を設けるつもりですかということに対しては、今すぐ決めるわけではなく、当然、既存の自治会、議会の権限もございますので、拙速にことを進めるのではなく、じっくりと時間をかけて検討をしていきたいという答弁でございました。

あと1点、いわゆる表記の長い北牟婁郡を廃止できないかという質疑がございました。それは3ページのほうに法律がありますんで、この法律は、いわゆる県議会の承認が要ると、それでまた国の総務大臣の許可が要るということで、非常にハードルが高いという答弁でございました。

それから、合併協議会で地域自治区が合併条件として提案され、苦渋の選択だった。これ平成17年のことですね。本庁舎移転も合併後5年以内を目処としたが、それ以上かかった。町長は地区協議会にどれだけ諮問したか、答弁したのかという質疑がございまして、正式な諮問したのは地域協議会のあり方だけで、これから新町建設計画の諮問をしてまいります。町づくりの提案を受け推進し事業もあり、町全体の地域振興や安全対策などの両区の地区の協議会から、多くの意見をいただいているという答弁でございました。

質疑を終了し、討論に入り、反対討論なし、賛成討論として、地域自治区の廃止には基本的には賛成ですが、平成28年3月の末まで廃止される作業工程及び必要経費の明確化、それから町民の意見を行政施策に反映させることができる新しい仕組みの担保が必要だと思いますという、賛成討論がございました。

この総務課の2ページに、フローチャートでスケジュール表がございましてですけども、こういう形で下の、いわゆる住民への周知徹底は10月ですか、9月からZTVで流していくということでございます。地域自治区の解消に向けてのスケジュール表を資料2として配付させていただいております。

以上で、討論を終結し、採決に入り、賛成多数、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続いて、紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、議案第48号でございまして、これは非常に政府のほうが先行していったんですね、難しい問題でありましたんですけども、こういう質疑がございました。

教育民生常任委員会で同様の審査をするのですかという質疑に対して、必要があればしたいと思いますが、審査記録にはあがらないと思いますという答弁でございました。

町内の施設で定員に満たない状態にある中、将来的に特定教育・保育施設及び特定地域

型保育事業施設ができる可能性があるかの質疑に対して、20人以上の大きな施設は県が認可しますが、現在、供給ができていない状態なので、新たな許可はしないと思われま。特定地域型保育所で、特に小規模な事業所は、将来認可申請が出てくる可能性があるという答弁でございました。

また、子ども・子育て支援法は、都会の待機児童を解消するための法律であり、三重県全体でもこの法律を取り入れる必要もないと聞いているが、紀北町では必要ないのかの質疑に対して、今現在、町内の私立保育所で新しい制度に移行する施設は、今のところありませんという答弁でございました。

その答弁に対して、該当しないのであれば、条例を制定する必要がないんじゃないですかという委員からの質疑がありました。課長の答弁といたしまして、子ども・子育て支援法は、新しい給付と地域子ども子育て支援事業も含まれております。放課後児童クラブも含まれております。この条例の必要性は新設の事業所には、給付の対象になるか確認することが必要です。既設の事業所は確認されたとみなされることとなりますので、そのため施設の運営に関する基準を定めるのが今回の条例です。

ほかに認定は、保育所、幼稚園を利用しようとするすべての子どもに必要となります。それから利用定員を定める必要があります。そのため条例が必要ということであります。

質疑を終了し、討論に入り、反対討論なし、賛成討論なし、以上で討論を終了し、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

それから、議案第49号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例を定める条例についてを議題として、質疑に入りました。

質疑といたしまして、家庭的保育所は、町長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認めるとしてありますが、町はその研修を行う準備はできているのかという質疑に対して、研修については、県等が行うことになってはいますが、まだ具体的な内容は示されておられません。基礎的な研修と認定研修の二通りを予定しているようですが、保育士には一部の研修が免除されるという答弁でございました。

それで、お医者さんの嘱託医の質問がありまして、嘱託医、それから医者が兼務するということに対しては、そのとおりという答弁でございました。

調理員は調理師の資格が要るのかという質疑に対して、調理師の資格までは求めていませんが、子どもに提供する食事であるため、栄養面、衛生面、食べやすさが求められます。調理の指導につきまして、町の管理栄養士などに当たらせることも考えていますという答

弁でございました。

また、乳児室やほふく室はどのような部屋ですかという質疑に対して、乳児室は0歳児、いわゆる乳児がいる場所です。ほふく室は赤ちゃんの部屋とされています。そういう答弁でございました。

預ける費用はどれぐらいかかりますかという点について、課長の答弁といたしまして、保育料に関しては、本件とはまた別の規定になりますが、国からのモデル的な数値は出ていますが、まだ決定数値は示されていません。それは年明けになると聞いていますとの答弁でございました。

また、事業所ごとに費用は決められないということですかという質疑に対して、そのとおりです。国が定める金額の限度内で市町村が定めることになりましますという答弁でございました。

また、本案は、施設認可のことが詳細に示されたこと。人口減、少子化の中で小規模の保育施設は大切な施設になってくるのではないかとという質疑に対して、課長の答弁として、そのとおりです。規模の小さな認可外保育所は都市部に多いのですが、これまでさまざまな事件、事故が報告されています。その中で、保育に関する詳細な基準を定め、適切に運営することが今回の法律であり、今回の条例でありますという課長の答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、賛成討論、反対討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第50号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、議題として質疑に入りました。

課長のほうから追加説明がありまして、放課後指導支援員は1クラスあたり2人以上とすると、現在も2人以上を配置しております。児童の数は、現在おおむね40人程度で、最大70人となっています。新制度ではおおむね40人以下としていますという追加説明がございました。

質疑に入り、質疑なし、それから討論に入り、反対討論、賛成討論なし、よって採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続いて、議案第51号 紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について。

議案書の68ページの新旧対照表によりますと、第5条、第2項、第1号に「適切な管理及び運営に資すると認められるとき」という条文と、第4号には「適当な団体がないと認

められるとき」という条文があります。このようなことを認めるときには、何に基づいて、誰が判断して決めるのですか、教えてくださいという質疑がございました。課長から、公募によらない指定管理者の候補者の選定につきましては、申請団体の提出書類を審査して、町長が判断し、候補者として決定し、議会の議決を経て、指定管理者が決まるということでした。

また再度、先ほどの何に基づきという質問の回答は、相手のほうから提出される資料を評価するということによろしいですかという質問に対して、急きよ、何らかの理由で辞めることなどの場合に、第2号にあります「緊急の必要性による公募することができないとき」ということでありますが、相手方の提出資料に基づき決定しますという答弁でございました。

また、条例の改正理由を教えてくださいという質疑があり、改正理由といたしましては、現在の条例に不備があるということではなく、ほかの市町村の条例も参考にさせていただいて、現在の紀北町の条例の中身について精査したところ、公募によらない指定管理者の候補者の選定の詳細な説明がなく、町が出資している法人、または公共団体、若しくは公共的団体という団体主義の考え方でありました。今回の改正は、判断できる材料をもう少し詳細にさせていただくということで、条例を改正していただいたということでありました。

また、条例改正により、今回ほかの施設の指定管理者を選定する際、影響が発生しないとも限らないと思いますが、その辺を含めてという質疑に対して、現行の条例につきましては、公募によらない指定管理者の候補者として、町が出資している法人又は公共団体、若しくは公共団体を選定できるとなっており、団体主義的なことが前提になって指定するということになっています。今回は、先ほど団体以外でも、効率よく施設の管理や運営をやっていただけるように、詳細を決めさせていただいたという、今回の改正内容でございます。

また、現在の指定管理制度を導入している施設等について説明がありました。これはお配りしてあります資料のですね、管理の一覧表、町がね、企画課のほうの指定管理制度一覧施設があります。紀北町デイサービスセンター、紀北町在宅介護センター、紀北町森林総合センター、紀北町木材乾燥機場、紀北町道の駅海山交流ホール、紀北町森林公園オートキャンプ場、それから集会所ですね。

質疑を終了し、討論に入り、反対討論なし、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

それでは、議案第54号の平成26年度紀北町一般会計補正予算（第2号）。

「財政課」所管分について、インデックスで財政課のところの資料を配付してありますんですけど、11ページの財産管理の3億3,335万6,000円、これを積み立てますと、一般会計の金額は、平成26年度末でどれぐらいになりますかという質疑に対して、財政調整基金から、そのほか特定目的基金を合わせますと、26年度末現在で56億8,815万5,000円になります。これは土地開発公社の基金を除いてあります。資料は財政課の資料にございますので、基金の状況を見ていただきたいと思います。

それから同じく、「企画課」部分で、11ページのバス運行中に事故があった場合の責任について、いこかバスの年間運行委託料を教えてくださいという質疑があり、自賠責保険、それから任意保険は三重交通で加入しております。物損、人身等は三重交通の責任において支払うことになっております。いこかバスの三重交通の委託料は570万円で、支払いが国庫補助金等を除いた額となります。

それから、車イスの乗り降りや利用者のシートベルト着用など、運転者が1人で対応する手間や時間がかかり、事故の原因になり得る。乗客の安全を考えたら、補助員を付けるべきだと思いますが、いかがですかという質疑に対して、バスに補助員を乗せることが可能か、三重交通に確認させていただき、乗せることが可能という回答でした。ただ、三重交通では補助員を雇用していないので、もし乗せるとなれば運転手2名となり、1名分の人件費が増額になるという返事でありました。このことについては、さらに詳細に投げかけていきたいと思います。今後、町長とも検討していきたいと考えていますとの答弁がございました。

また、リスクの問題で、どんな事故が起こるかわからない。費用にかかわらず絶対に付けるべきだ。是非、検討してくださいと、さらに質疑がありました。課長から、さらに検討を重ねたいと思いますという答弁がございました。

11ページの地域振興施設整備の関連なんですけど、施設のネーミングについて、どのように考えていますかの質疑に対して、ネーミングについては公募で募集することを考えております。広報きほく、来月の10月号で募集をする予定という回答がございました。

また、全員協議会で地域振興施設建設工事の入札差金で実施したいと説明した工事があったので、何ですかという質問に対して、水道の引き込み工事で、工事費は540万円というところでございました。

また、委員から、入札率が約89%で落札されており、3,100万円ほどの差金が発生して

おりますが、先ほどの工事以外の差金はどのように考えていますかとの質疑に対して、予算を認めていただければ、540万円を入札差金で使わせていただき、入札差金につきましては、水道の引き込み工事と工事に変更が生じない場合に使用させていただき、それ以外は不用額になると考えておりますと。それで、質疑を終了し。

それから、54号の「税務課」所管、課長から平成25年5月からマイナンバー法案が成立され、この法律は社会保障と税の各制度における効率化、透明性の向上を図り、給付や負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上を図ることが可能となる社会基盤とされています。今回の補正予算は、個人番号制度導入にかかる社会保障・税番号制度対応に要する費用です。システム改良の負荷が高いことが見込まれる団体については、平成26年度からシステムの改修にとりかかることが必要となりました。本年度については、システム上必要とされる基本設計に係る予算を計上したものですという追加説明がございました。

同じく、「危機管理課」の質疑に入りました。

課長から、追加説明がございまして、予算書の9ページの第19款の諸収入、第5項、第6目、第6節雑入、消防団安全装備品整備等助成金64万3,000円の増額は、消防団員等の公務災害補償共済基金による100%の助成事業で、消防団活動事業の救命胴衣と防水ライトの購入に充てるものです。歳出の予算については、予算書の19ページで、自主防災組織対策事業に85万円、工事請負費に876万円のうち、各自主防災会から要望のあった備蓄倉庫整備について、設置のための条件が整った渡利・本地地区と古里地区の2箇所工事請負費85万円の増額ですという追加説明がございまして、質疑に入り。

委員から、自主防災倉庫を2箇所設置する予算を計上しておりますが、これは自主防災倉庫の設置はこれで終わりですかという質疑があり、防災倉庫の設置については、移転も含めて平成24年度に33箇所、25年度に9箇所整備しています。必要性和設置の条件が整った箇所については設置を進めていますが、平成26年度は当初予算で4箇所、9月補正で2箇所、6箇所の設置を予定しております。まだ各地区からの要望箇所がいくつかありますので、必要なものを精査して設置していきたいという答弁でございました。

19ページの災害対策の委託料781万1,000円と工事費876万の内訳を説明してくださいとの質疑があり、委託料781万1,000円は、災害対策事業776万8,000円のうち、26年度3月28日に三重県が土砂災害警戒区域を指定したことに伴い、町内の各世帯に配付するハザードマップの作成委託料ですという答弁でございました。

工事費 876万円については、自主防災対策事業85万円、自主防災倉庫の設置と地震津波災害避難路等整備事業 791万円です。地震津波災害避難路等整備事業の工事請負費 791万円で、内訳は名倉のJRの横断する避難路で、路線の両側に必要な整備を行い、整備事業として 491万円、海野地区の海野トンネル付近の高台へ避難する避難路の手すりを設置するのに 100万円、蓄電避難誘導灯を引本幼稚園避難路付近、細野集会所付近、出垣内紀勢道自動車道高架下付近、道瀬会館付近、古里自然休養村センター付近、5箇所に蓄電式避難誘導灯設置工事を 200万円計上していますというお答えでございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、当委員会の関係部分について、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された6案件について、審査の経過と結果の報告を終わります。ちょっと訂正させていただきます。

議案第47号のところ、私は地域自治区の47号のところ、採決のときにですね、全員賛成と私は言ったと思うんですけども、賛成多数という。言いましたか、以上です。

中本衛議長

ここで、10時20分まで休憩します。

(午前 10時 08分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 20分)

中本衛議長

次に、教育民生常任委員長 奥村仁君。

奥村仁教育民生常任委員長

おはようございます。

平成26年9月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、

審査の経過と結果について報告いたします。

去る9月1日、午前9時30分から委員会室におきまして、委員全員の出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、生涯学習課の各課長及び職員の出席がありました。

本委員会に付託された案件は、議案第52号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の1議案と、議案第54号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第2号）ほか、特別会計補正予算3件、請願案件4件の、以上9件の審査です。

それでは、審査した議案順に経過と結果について報告いたします。

最初に、議案第52号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑はありませんでした。討論に入り、反対討論、賛成討論ともになし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第54号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の当常任委員会関係の「住民課」所管分の審査を行いました。

質疑として、総務費の一般管理費総合住民運営システム事業について、番号制度ということへの町民、国民感情、拒否的な違和感など慎重に進める必要性と、自分の番号の確認方法、番号変更の可否についてがありました。答弁では、番号制度とは、社会保障・番号制度のことで、マイナンバー制度と言われ、住民票を有するすべての方に対して、1人1番号を住所地の市町村長が指定するもので、国の行政機関や地方公共団体などでは、社会保障、税、災害対策の分野で保有する個人情報とマイナンバーとを紐づけて、効果的に情報管理を行い、同一の者に関する個人情報を他の機関との間で迅速かつ確実にやりとりすることを目的とした制度で、平成28年1月から実施されるものです。予算の722万5,000円については、システムの準備にかかる費用であります。平成27年10月ごろに自分のナンバーが何番であるかという通知が一斉に発送されることになっていますが、番号は選んだり変更したりは、まずできなく、原則として生涯同じ番号を使い続けていただきます。ただし、マイナンバーが漏洩し、不正に用いられる恐れがあると認められる場合に限り、本人の申請、または市町村長の職権により変更することができるのとことでした。

次に、議案第54号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の当常任委員会関係の、「福祉保健課」所管分の審査を行いました。

追加説明はなく、質疑に入り、質疑では、歳入の衛生費補助金、思春期ライフプラン教

育事業補助金と、歳出の予防費、母子保健事業費の思春期ライフプランについての内容と、老人福祉総務費の工事請負費で老人福祉センターの空調修繕の内容についてがありました。思春期ライフプラン教育事業は、県の補助事業で、対象は中学生、産婦人科の先生、助産師を講師に中学生に家庭観の醸成、医学的な妊娠、出産の適齢期、母体への影響、不妊の知識などの正しい知識の普及を進める事業で、県が10割の補助をし、1校2万円を限度に4校分で11月から12月にかけて、各学校1回ずつの講演を予定し、対象は男女ともに行うということでありました。

福祉保健総務費の工事請負費は、老人福祉センター2階のエアコンが8月の中旬に故障したもので、町内2業者に修繕を依頼しましたが、手に負えないということで新規のエアコンをお願いするものであります。大規模な取り替えは昭和59年供用開始から初めてのことでした。

次に、議案第54号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の本委員会所管分の、「生涯学習課」分の審査に入りました。

課長から追加説明を受けたあと質疑に入り、文化財調査費の事業補助金2万6,000円について、格子絵天井の所在地について不動堂であることの確認がありました。答弁といたしましては、格子絵天井の所在地は不動堂で、大原の大昌寺となっており、文化財指定にも大昌寺境内にある不動堂の天井となっていますとのことでした。

以上で、討論に入り、反対討論、賛成討論はなく、採決に入り、全員賛成、よって本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第55号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、審査を行いました。

追加説明はなく、質疑に入り、質疑はありませんでした。

討論に入り、反対討論、賛成討論ともになく、採決に入り、賛成多数、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第56号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての審査を行いました。

質疑としては、後期高齢者医療制度そのものは後期高齢者の方が増えたこともあり、負担が重いという声もあるが、国としてこれからも続けていくのか、そのような苦情はないのかというものでしたが、答弁といたしまして、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案というのが、平成25年12月5日に参議院で可決・成立し、

政府では、今後、社会保障制度改革推進会議を設置し、持続可能な社会保障制度を確立するために、後期高齢者医療制度を含めた医療制度改革が行われるとのことでした。

討論に入り、反対討論、賛成討論ともになく、採決に入り、賛成多数、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第57号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について審査に入り、質疑といたしましては、赤羽寮の職員について正職員、嘱託職員、臨時職員の人数についての現況と、施設を含めた今後の現場の方針など、職員等の民間施設への流出や、老朽化している施設の今後について、また、要介護1、2の介護サービスについての国の動きと現在の状況についてを質疑されました。答弁では、職員は事務員と介護員、調理員、看護師で、数年後には多数の職員が退職を迎える。現在、介護職員の若い正職員は40代初めであり、看護職員は30代後半であります。総務課とも話をしていますが、町全体で行財政改革を進める中で、現業職員はできるだけ採用を控える方針できています。また、正職員、嘱託職員、臨時職員に給与の差があるので、本年度からは少しでも差を埋めるために、嘱託職員に勤続手当を設け、経験年数により手当を支給することで改善を行っているとのことでした。

今後の人事について、副町長、総務課長と協議を行い、職員採用についてもお願いしていきたい。現場の意見として、施設の今後としては職員を採用し、増やしていくなら町営でも良いかと思うが、採用しないでいくなれば、難しい状態になるのではないかと。また、民営化なども考えたほうが良いとのこともありました。

今後の介護保険制度の改正案として、厚生労働省から示されているものでは、要介護3以上の方が、特別養護老人ホームに入所できるようになっていますが、要介護1、2の方でも事情があれば、市町村の判断で入所できるという例外的な規定もあります。

介護保険、医療費が高騰する中、在宅サービスに目がいっていますが、在宅に関しては国土交通省が進めているサービス付き高齢者向け住宅が、今年度中に紀伊長島区で個室10室、海山区で個室10室と夫婦部屋4室で計画が進んでいて、施設に入らなくてもサービス住宅で暮らせるものができるということの報告がありました。

地域包括センターを充実していくことが、今後の大きな課題になってくると思いますが、介護予防の訪問介護と通所介護は広域連合の介護保険制度からは外れるが、町のサービスで継続する。国は市町村に対し、より充実した在宅サービスを求めてきていますが、それには時間がかかるので、国は経過措置を設けています。それまでに体制を整備していくこ

とになるとのことでした。

また、国土交通省の事業につきまして、建設予定地、事業所、家賃などについて詳細を求め、説明では、建設予定地は紀伊長島区では東長島地区、海山区では船津地区で、事業所としては既存のサービス事業所が業務拡大で行い、契約は賃貸となり、見守りをするのが原則である。希望者は食事提供や介護サービスの提供も受けられ、家賃としては最低ラインで、家賃・共益費・食費で8万円程度、雑費等を入れれば10万円程度になると聞いているとのことで、国土交通省の直接事業なので、福祉保健課には事業に対する通達はなく、事業者はここで情報を入手しているのではないかということでした。また、内容につきましては、国土交通省のホームページで広くPRされていることで、その資料を確認いたしました。

これで討論に入り、反対討論、賛成討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、請願第3号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書についての審査に入りました。

質疑では、国庫負担金が一般財源化されることは以前も調べましたが、どういう弊害があるのか。また、2007年度における措置率は三重県が49%、東京都が164.8%、この格差はどのような中身でこうなっているのですか。地方へ行くほど格差が広がっているのは確かだと思いますが、中身はどのようなことなのかという質疑と、県にも措置率を上げてほしいという要望を別に上げているのかという質疑がありました。答弁といたしましては、紹介議員のほうより、現在、国庫負担金の対象外になっている教材費、旅費、高校教職員の給与費が一般財源の中に組み込まれています。実際には、地域によって財政状況が違うため、国が定めた基準に対しての差額があります。また、中身の具体的な数値はわかりませんが、各自治体で財政状況により違いがあるので、格差が出てきているものと推測いたしますとのことでした。県への措置率を上げてほしいとの要望に対しては、動いていると聞いておりますという答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論ともにありませんでした。採決に入り、全員賛成、よって本案は、採択すべきものとして決定いたしました。

採択の理由は、願意は妥当であるということといたしました。

次に、請願第4号 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書についての審査に入りました。

質疑はなく、討論に入り、反対討論、賛成討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、採択すべきものとして決定いたしました。

採択の理由については、願意妥当ということにいたしました。

次に、請願第5号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書について審査に入りました。

質疑といたしましては、この請願の趣旨から離れるかも知れませんが、日本の子どもたちの学力はどのような状態なのか。また、その学力の順位は何カ国のうちの順位かとの質疑がありました。答弁として、世界65カ国が参加している中での国際学力テストの結果で、科学力が4位、読解力が4位、数学力が7位という結果であるとの答弁でした。

討論に入り、反対討論、賛成討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、採択すべきものとして決定いたしました。

採択の理由は、願意妥当といたしました。

次に、請願第6号 防災対策の見直しや充実を求める請願書について審査に入りました。

質疑としては、請願書の中に、学校は子どもたちをはじめ、多くの地域住民が活動する場であり、地域の拠点です。災害時に県内の公立学校の92.4%が避難場所となるなどありますが、この92.4%の中に紀北中学校は入っているのかという質疑に対しての答弁は、災害には土砂災害、大雨、高潮、地震等があります。紀北中学校は津波の際の避難場所にはなっておりません。請願書の中の避難場所とは津波以外の水害、大雨、洪水、高潮等を含めた避難場所の数字となっておりますとの答弁でした。

また、請願書は、地域の団体から出すのですから、地域の問題として提出しないといけない。三重県内すべて同じ請願書が出ているのですかという質疑に対し、同様に三重県全体で出ている請願書でありますので、ご理解いただきたいと思っておりますとの答弁でした。

また、ガラス飛散防止フィルムは、紀北町の学校は去年すべて対策しているのではないですか。

これはほかの市町の問題ではないか。備品等の転倒防止器具も同様ですかという質疑に対し、紀北町では平成24年度、25年度に県の補助事業を活用して、全小中学校、幼稚園でガラスの飛散防止対策は終わっていますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、賛成討論として、この請願は災害から子どもたちを守るということを訴えています。当町、いろいろな施設においても、まだまだ対策しないといけないところはあると思っておりますので、これからも必要なところは対策をしていただ

くことを意見として付して賛成いたします。また、子どもたちを守っていくという観点に立って出されているという点から賛成いたします。学校は高台へ建てるという文書を入れてないという弱い部分もありますが、総論で賛成いたしますという賛成討論がございました。

採決に入り、全員賛成、よって本案は、採択すべきものとして決定いたしました。

採択の理由については、災害から子どもたちを守るという観点に立ち、必要な防災対策を進めていただきたいというものです。

以上で、本委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

中本衛議長

次に、産業建設常任委員長 東貴雄君。

東貴雄産業建設常任委員長

それでは、平成26年9月議会定例会において、産業建設常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、9月12日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員6名、全員出席のもとで開催いたしました。説明のために出席した者は、農林水産課、商工観光課、建設課、水道課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案第53号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例、議案第54号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第2号）、議案第58号 平成25年度紀北町水道事業会計利益の処分について、請願第7号 免税軽油制度の継続を求める請願書の議案3件、請願1件、合計4件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

議案順に説明をさせていただきます。

議案第53号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例についての審査ですけれども、議員よりですね、これ建設課の所管なんですけれども、条例には法律の題名の改正だけが関係しているが、なぜ題名が変わったのか。また、内容がどのように変わったのかを聞きたい。その質疑に対してまして、課長より、法律の改正の目的としましては、帰国した中国残留邦人等とともに来日し、長年にわたり労苦をともにしてきた中国残留邦人等の配偶者について、中国残留邦人等が亡くなると、その中国残留邦人等が受けていた老齢基礎年金の支給がなくなり、老後の生活の安定が切実な課題となっている事情がありましたので、永住

帰国する前からの配偶者について、その自立の支援を行うため中国残留邦人等が亡くなったあと、支援給付に加えて、配偶者支援金を支給する等の措置を目的として、法律の改正がなされたものですとの答弁がありました。

また、別の委員からですね、この法令に該当する方は、この町にお見えかとの質疑に対しまして、課長より、該当する方はございませんとの答弁がございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

続きまして、議案第54号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第2号）について、当常任委員会関係分の審査を行いました。

「農林水産課」所管分についてですけれども、委員よりですね、歳入8ページのがんばる地域交付金についてなんですけれども、地域の産業を支えるのは農林水産業ですので、充当が妥当だと思いますが、交付金名が、がんばる地域交付金となっているので、地域の特性を生かした地区へ支援したほうがいいと思うのだが、この事業の内容はどのようなものかとの質疑に対しまして、課長より、この交付金については農地費の工事請負費に充当を予定しています。事業内容は片上農道の舗装を予定していますとの答弁がありました。

また、委員からですね、従来からある土地改良事業の事業で、的は外れていると思うのですが、従来からあるような事業も対象になっているのかとの質疑に対しまして、課長より、この交付金は国庫補助の比率等に応じて交付金額が算定されると聞いています。この片上農道は生活に密着した道路ということもありますが、がんばる地域交付金にすべてが合致するかどうかは、財源のことですので、そこまでは想定していませんとの答弁がありました。

また、委員より、紀勢自動車道の地域振興施設が建設中ですが、建設するからには波及効果を生かして、地域活性化に貢献できるようにしなければならないと思うのですが、農林水産物の特産物の開発などに、この交付金を充当させるのが妥当と思うが、そのようなことは検討されているのか、との質疑に対しまして、課長より、当初予算編成時において充当先が確定していなかったと聞いています。そういった中で、今回の補正予算での計上となりました。それで、農林水産事業費の中に充当するのが妥当かという検討の中で、結果、農地費の充当が決まったものです。特産物の開発等については、平成27年度当初予算の編成時期に入ってきていますので、議員のご指摘も認識して、編成を考えますとの答弁がありました。

以上で、農林水産課分は終わりました。

次に、「商工観光課」所管分についての審査に入りました。

課長から追加説明のあと質疑に入りまして、委員より、18ページの地域の企業と大学生マッチング支援事業ですが、三重大学と立命館大学の学生が対象ということですが、事業実施の際の募集人員と実施時期を教えてください。また、南部地域活性化基金の事業は、複数の市町村がくっついて実施しないと予算がもらえないと聞いていますが、尾鷲市とする前にですね、大紀町との連携も検討されたかどうかを教えてくださいとの質疑に対しまして、募集人員は40名程度で、実施時期については2月ぐらいを予定している。それから、ほかの市町との連携についてですが、この事業はもともと尾鷲市が平成23年度から実施していたもので、いろいろと情報を聞かせていただきました。尾鷲市としても市内だけでは企業数も少ないということで、こちらにお声をかけていただきました。それに乗ることによって、この地域を知ってもらうことも含めて、就職等につながればと考えていますとの答弁がございました。

また、委員より、本会議では、数社業者名があげられていましたが、それ以外の紀北町の企業は考えていますかとの質疑に対しまして、課長より、企業さんのご希望もあると思いますが、幅広くあたっていきたいと考えていますとの答弁がございました。

また、委員よりですね、以前、これに似た予算を使って、その成果として冊子やマップ等の成果品をつくられたと思いますが、この事業の成果はどのような形で行われますかとの質疑に対しまして、課長より、最終的には、この地域に就職していただくことが、この事業の最大の目的かと思えます。事業を1年行って、すぐに就職に結びつくかどうかは疑問もあると思えます。本町においても今年限りではなく、来年度以降も続けることが大事だと考えておりますので、少し長い目で見ていただければと考えていますとの答弁がございました。

それから、別の委員からですね、提携する企業について、どういう基準で選定されるのか。例えば会社の出資金等の額ですかとの質疑に対しまして、課長より、出資金の額などではなく、地域で元気に活動されている企業さんをピックアップしたいと考えていますとの答弁がございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成、よって本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第58号 平成25年度紀北町水道事業会計利益の処分についての審査を行います。

した。質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、請願第7号 免税軽油制度の継続を求める請願書についての審査を行いました。

事務局が請願書朗読のあと、紹介議員への質疑が行われました。

委員よりですね、紀北町でどれぐらい軽油が使用されているのかというのがよくわからないとありますが、三重県はどのぐらいこの地域で使われているのかかわかると思いますがとの質疑に対しまして、紹介議員より、軽油の使用料について三重県では一本で集約している、わからないということでした。ただ、船舶については利用者が3,936人で、数量としては2万8,443キロリットル、農業については3,728人で、数量としては2,380キロリットル、木材加工の利用者は136人で、数量については582キロリットルです。そのほか、少ない数量ですが、利用している方も見えますとの答弁がありました。

この制度は許可制ですかとの委員からの質問に対して、補足として農林水産課長からの説明がございました。免税軽油制度については、町内では主に農林漁業の方々が利用されている制度です。町内の農家については、3名から4名の方が利用しており、主に水稻農家の方です。林業関係では、町内の事業体でも利用しています。大手の事業体や森林組合等も利用しています。年間1,000リットルないし4,500リットルの軽油を利用していると聞いています。

漁業関係については、最も使用量が多く、外湾漁協管轄では286名の漁業者が利用しており、海野漁協では約40名の漁業者が利用していると聞いております。外湾漁協管轄では、年間約95万リットルを使用しています、免税額としましては約3,000万円になろうかと考えています。単純計算で1人当たりの平均免税額は、年間約10万円程度であると推測されます。昨今の燃油の高騰を考えますと、沿岸漁業に多大な影響を与えるという現実から考えますと、免税額としては大きいのではないかと考えております。

それから、許可制ですかという質疑に対しまして、基本的に免税制度を受けるには県税事務所に申請して免税証の交付を受けなければなりませんとの答弁がございました。

また、委員よりですね、どれぐらいの量の軽油を使用しなければ、免税を受けられないのか、基準があるのですかとの質疑に対しまして、県税事務所へ申請して登録証の発行を受け、登録証を給油会社へ持っていき免税を受けることになっています。特に農業関係では、農業委員から耕作証明書を発行させていただいて、それを県税事務所に持って行って申請します。その中で予定数量といった項目も記入し、申請すると聞いておりますとの答

弁がございました。

また、委員より、免税の申請をするのに、軽油使用量の基準はあるのか。使用料が少なくとも許可は得られるのかとの質疑に対しまして、課長より、農業関係では町内全体で約1,500リットルと聞いております。免税額としては年間5万円ほどということですが、使用数量が少量であったとしても免税が受けられることから、数量的な要件としてはありませんとの答弁がございました。

また、別の委員よりですね、免税額は1リットル当たり32円10銭ということで、原油の高騰に対する割合ではなく、なぜ固定の金額になったのか、今までの経緯を含めて説明をお願いしますとの質疑がございまして、課長より、まず免税の制度については、道路の改修等の費用に充てることを目的に、軽油に課税される都道府県税として制定されました。このため、道路走行しない農業用機械等、また船舶については免税措置を受けるという経緯です。この制度については平成21年4月1日から特定財源から一般財源化ということで、目的税から普通税に改定されました。そのときに3年間の猶予措置として、平成24年4月1日までの措置ということで、前回は推移してきています。その中で、3年前に要望等があり、再度、平成27年3月31日までの措置として現在に至っています。免税額の32.1円については、軽油価格の推移にかかわらず、一律の32.1円です。資源エネルギー庁が調査した給油所の小売価格の三重県平均ですが、平成16年の9月時点では1リットル当たり90円で、そのうち軽油免税額については32.1円でした。平成26年の8月時点では、同様の調査におきまして146.5円で、軽油免税額については32.1円という推移ですとの答弁がございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、採択すべきものとして決定いたしました。採択の理由は、願意妥当のためであります。

以上で、本委員会に付託されました4案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

以上です。ありがとうございました。

中本衛議長

それでは、次に決算特別委員長 玉津充君。

玉津充決算特別委員長

それでは、決算特別委員会へ付託された案件について、審査経過並びに結果について報告いたします。

先の9月定例会初日において、決算特別委員会に付託されました、平成25年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、各特別会計の決算認定案件については、去る9月5日及び8日の2日間で審査を行いました。

また、それぞれの各担当課長及び職員の出席がありました。

それでは、審査の結果と経過について報告します。

なお、審査時に提出させました全資料を皆様に配付いたしましたので、ご参照ください。

認定第1号 平成25年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての報告をします。

数多くの質疑、答弁がありましたので、要点を抜粋して報告します。

まず、「議会事務局」所管分です。

委員から、政務活動費が61万6,401円使われていない。これはどういう理由で使われていないのかという質疑があり、政務活動費については個人差があつて、全額使わない人、そして全額使い切る人、いろいろ分かれておりまして、それは個人差ということで、それぞれの議員の考えでやってみえると思いますとの答弁でした。

次に、「総務課」所管分についてです。

委員から、30ページの災害補償費は一般でいう労災と認識してもよろしいんですかという質疑があり、非常勤職員の公務災害補償の費用です。職員をはじめ非常勤職員になると、保険を掛けて公務災害があつた場合は、この補償費から支出され、歳入は雑入の保険料に入ってきます。今回の支出については、農林水産課の臨時職員が作業中に足を骨折して入院したことについての支出になりますとの答弁でした。

次に、30ページの職員手当等の中で、時間外の減によって不用額が345万3,000円ということでしたが、時間外の減について昨年度との対比と、なぜ減額になったのか、理由を教えてくださいという質疑があり、一般会計の対比では、平成24年度の実績が2,099万5,197円、平成25年度が1,570万9,920円で、差し引き528万5,000円の節減となりました。できるだけ節減に努めるため、各課での仕事の工夫や健康のことも考え、時間外の許可も3日連続では認めない。土日については代休を取得する。午後6時までは休憩時間として、午後10時までに業務を完了することとし、午後10時以降になつた場合は時差出勤で対応するとのことで、節減に努めてきたことによるものですとの答弁でありました。

次に、30ページの町長交際費について、50万円の中で不用額が2割ほど残っておりますが、交際費を支出する基準はありますか、その実態を説明してくださいという質疑に、その年によって若干の増減はありますが、通常ですと、弔電、香典、区民祭のお祝い、各種

会費等が主なものです。基準を設けて支出しており、情報公開にも対応できるように適切に経理していますとの答弁でした。

次に、30ページ、災害補償費の29万 164円が不用額になっているが、227万 3,000円が入金されて、全額本人のところについていないのか。どこの保険会社に加入しているのですかとこの質疑に、災害補償費の保険加入は、町村会の損保ジャパンの保険です。不用額が出たのは推計見積で予算を計上し、医療費等の確定により決算書の金額で収まったということです。本人には規定に基づく全額を支出していますとの答弁でした。

次に、「財政課」所管分についてです。

委員から、13ページの収入の地方交付税のところ、交付税が増えているのでしょうかとの質疑に、地方交付税については1,972万 4,000円増えています。約0.5%ぐらいですとの答弁でした。

次に、予算額41億 9,000万円で、決算が43億 4,700万円で、相当増えているのではないですかとの質疑に、昨年43億 2,765万 5,000円、今年が43億 4,737万 9,000円で、1,972万 4,000円増えていますとの答弁でした。

次に、「出納室」所管分についてです。

出納室の説明を受けて、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、「企画課」所管分です。

委員から、緊急雇用創出事業の採用職員について、どのような方が採用されたとか、その仕事内容を教えてくださいとの質疑に、採用当時25歳の男性で、主に空き家バンク事業など、企画課関連事業の事務補助をしていましたとの答弁でした。

次に、いこかバスの実績について教えてくださいとの質疑に、いこかバスの平成25年度の実績について、利用人数については便ノ山線 1,265名、海野線 1,281名、合計 2,546名、平成24年度と比較し、約600名程度増加していますとの答弁でした。

次に、「税務課」所管分についてです。

委員から、滞納繰越分町民税について、昨年度決算と比較して、個人町民税の徴収率は上がっていますが、法人町民税は大幅に下がっています。要因はなんですかという質疑があり、法人町民税の滞納繰越分の徴収率は、前年対比で24.36%下がっています。これは平成24年度において滞納していた法人が、納付誓約により未納分の法人町民税150万円を納入し、完納となったため、徴収率が上昇し、これと比較して本年度の決算額が下落したものですとの答弁でした。

次に、たばこ税について、決算額が予算額より減っている要因について、教えてくださいとの質疑に、たばこ税については平成24年度の実績で、平成25年度予算を計上しましたが、消費税の上昇により禁煙する人が増えて、約 250万本分の減額となりました。ただ、収入のほうは消費のアップによって、約 377万円の増額となっていますとの答弁でした。

次に、収入未済額も1億 2,700万円と一番多く、不納欠損額も一番多いのが固定資産税ですが、該当する方が実際に町内に居住しているのでしょうかとの質疑に、固定資産税の不納欠損については、主な要因として、会社の倒産、行方不明、生活困窮によるものです。町内の行方不明者は24名、町外に行方不明者は6名います。また、遺産相続の関係で相続人が全員相続を放棄して、不納欠損となるケースもありますとの答弁でした。

次に、「住民課」所管分です。

委員から、一人親家庭について、529名いるとのことでしたが、テレビや新聞のメディアでは、シングルマザーが50%近くになってきたと言われていますが、紀北町ではどうですかという質疑があり、平成26年3月末現在で、一人親の世帯数は220世帯で、その中で母子世帯が197世帯、父子世帯が23世帯ですとの答弁でした。

次に、祖母が扶養している場合も母子家庭に入るのですかとの質疑に、母子家庭とは言えませんが、一人親家庭という中に入っていますとの答弁でした。

次に、「福祉保健課」所管分です。

委員から、50ページの予防費の委託料で予算額5,993万円、支出が5,279万円で、見積もったよりも検診を受ける方が少なかったということでしょうかという質疑に、予防費の委託料の不用額ですが、予防接種事業で334万839円の不用額のほか、風しんワクチン接種緊急助成事業151万2,414円などが主な原因となっていますとの答弁でした。

次に、24ページの災害援護資金償還事業基金繰入金について、これは平成16年度に貸し出したものですかとの質疑に、平成16年9月の水害のあと貸し付けされたものですとの答弁でした。

次に、47ページ、災害救助費の予算が5,135万5,000円だったけれども、4,618万133円の支出で、不用額517万4,867円の説明をお願いします。それと、今年12月で完済の予定ですが、回収率がどうなっているのか、お聞きしますとの質疑に、歳入ですが、基金繰入金は25年度前期で219件、後期で218件です。当初は230件ぐらい見込んでいたのですが、思うように収納できなかつたのが現状です。歳入の4,778万1,019円の内訳は、県への償還金4,618万133円、利子補給が156万9,639円、事務費として3万1,247円、それ

から48ページの歳出で不用額が出ています。償還金では約 230件見込みましたが、実際に収められたのが、前期で 219件、後期で 218件、やはり見込んだ件数より少なくなっています。積立金ですが、当初 243件見込みまして 5,353万円でしたが、実際には積み立ては 194件分です。その金額が 4,736万 6,382円です。それから今年12月で定期の償還は終わります。その後、県に最終的に償還するのは来年の9月末になります。県への償還は半年遅れになっていますとの答弁でした。

次に、16ページの民生費負担金の配食サービスのところで、配食サービスについて、これからどんどん高齢化が増えている中で、配食サービスそのものが増えていないという現状の説明があったが、これについての説明をお願いしますとの質疑に、配食サービスは年間平均で50人台で推移していますが、最近はやばい傾向になっています。この原因としては、介護保険制度が普及していることと、惣菜や弁当の販売業者が増えてきていること、それと配食の業者が出てきていることなど、利用者がいろいろと選べるようになってきています。選択肢が増えてきていることが言えますとの答弁でした。

次に、「環境管理課」所管分です。

委員から、リサイクルセンターの修繕費の内訳の一覧表はありますか。また、修繕費は経年的に増えてきているのか、減ってきているのかとの質疑に、委員の皆さんに配付しておりますのが、平成25年度の紀伊長島リサイクルセンターと海山リサイクルセンターの修繕費の内訳です。紀伊長島リサイクルセンターの修繕費の合計が 5,666万 243円です。海山リサイクルセンターの修繕費の合計が 5,787万 456円です。修繕費を合計しますと1億 1,453万 699円です。昨年、一昨年と比べ、若干の変動はありますが、あまり変わっていないですとの答弁でした。

次に、一覧表を見ると県外の業者が多く含まれていますが、地元業者ではできない修繕なのですか。せつかくの公共事業ですので、地元業者が入ればいいなと思うのですが、どうですかとの質疑に、基本的には地元業者でやっていく方向です。リサイクルセンターの建設にあたり、工事に携わった業者は精通しているので、そのあたりはご理解をお願いしたいとの答弁でした。

次に、リサイクルセンターの今後の問題としては、三重県RDF運営協議会から松阪市が脱退することにより、どういう弊害が出てくるのか。RDFの処理料が高くなるのかとの質疑に、今年度に関しては松阪市はまだ加入しているので変更はないです。平成27年度以降の数字は確定していませんが、今までどおりで推移していくものだと思います。

松阪市は脱退する際には、脱退負担金を支払うことになっていきますので、今後の処理料はあまり変化がないと思いますとの答弁でした。

次に、歳入の保健衛生費使用料で、霊柩車使用料51万 7,650円がありますが、霊柩車は何回使用されましたかとの質疑に、霊柩車の使用回数は海山区が 151件、紀伊長島区が 154件で、合計 305件ですとの答弁でした。

次に、「農林水産課」の所管分です。

委員から、山本、出垣内排水機場のカメラの設置の効果、また、60ページの水産業振興費の負担金、補助の 967万 792円のうち、 461万 2,792円が近代化利子補給等に充てているということですので、その件数、2点の答弁をお願いしますという質疑に、まず、山本排水機場、出垣内排水機場の監視カメラについては、主に排水機場の水位を監視できるカメラで、現場に行かなくても役場でパソコンを通じて水位を確認し、現場に出向く判断を行うためのカメラです。漁業振興対策事業の漁業近代化利子補給には、一般分と災害分があり、件数については借入金実績として、平成23年度は20件、平成24年度は22件、平成25年度は12件となっていますとの答弁でした。

次に、54ページの有害鳥獣の数字が合わないのと、緊急雇用不用額の多いのは、雇い入れ人数が多かったとのことですかとの質疑に、平成25年度においては緊急雇用創出事業として、サルの行動域調査、追い回しの作業に1名を雇用しています。こちらにつきましては5月から3月までの11カ月雇用しています。不用額については農林施設の維持費にも雇い入れをしており、その部分も含まれており、緊急雇用創出事業としては 218万 2,827円を支出していますとの答弁でした。

次に、有害鳥獣駆除の年間頭数を、平成23年度、平成24年度の推移について教えてください。人農地プランの新規就農者の実績と、平成26年度はどのような形で継続されたのか、教えてくださいとの質疑に、有害駆除の報償費関連ですが、平成25年度はイノシシ 121頭、シカ 229頭、サル71頭の駆除を猟友会の方々にしていただいています。ちなみに平成24年度におきましては、イノシシについては 156頭、シカについては 194頭、サルについては 139頭です。また、サルについては平成25年度が平成24年度に比べ頭数が減ったのは、猟友会の皆さんが頑張っていた結果ではないかという声を聞いております。人農地プランにつきましては、平成25年度は2名の新規就農者の方に補助金を交付していますとの答弁でした。

次に、三浦矢口漁港の改修事業ですが、三浦については入札も行われ、工事も実施して

おり、目に見えてくるのですが、矢口については目に見えてこないのですが、双方とも10年計画になっていると思うが、進捗状況はどのようになっていますかとの質疑に、三浦漁港海岸、矢口漁港海岸については、平成23年度から5年計画で当初進んでいます。ただ、現場状況を見ていただいてわかるように、平成27年度完了ではありますが、基本的に事業費の面からも再精査を今後したうえで事業期間の延伸、また、事業費の見直しについても水産庁、三重県とも協議していかなければならないと考えています。それと矢口漁港海岸につきましては、堤防が870mほどの事業です。そのうち白越地区の約80m間は水門を含め完成していますが、平成26年度につきましては、用地買収を進めていくべきであるということで、現在、用地交渉等を進めているところでありまして、目に見えて工事発注というわけではありませんが、事業としては進めているということでご理解いただければと思いますとの答弁でした。

次に、「商工観光課」所管分です。

委員から、16ページの商工使用料で、古里温泉の収入が2,430万4,600円となっておりますが、収支は赤字が続いている状態で、古里区に委託して管理しています。お客さんが増えているにもかかわらず赤字になっているのが現実で、町側の営繕費、修繕代がかさんでいると思います。委託先では努力されていると思うのですが、お客さんが増えているのに赤字が続いているということは、突発的な修理が多いということですかとの質疑があり、いろいろと修繕料が増えているということは事実です。平成8年にオープンしてから、18年経過して、設備の老朽化が進んでおり、そういった設備の更新で費用がかかっています。もう1つは、最近の原油高に伴い燃料費も高騰して、経費自体も増えているのが現状です。お客様につきましては一昨年と比べて人数として、4,600人ほど増加し、収入については昨年と比べると220万円ほど増加しています。経費がかさんでいる中で、採算がとれていないというのが現状ですとの答弁でした。

次に、インターン生による、きほくの魅力発掘事業で110万4,651円のこの成果、インターン生の意見を取りまとめたレポートをどのように生かしているのか、お聞きしますとの質疑に、インターン生による、きほく魅力発掘事業ですが、6名の参加がありました。内訳としては三重大学から2名、桜美林大学から4名です。1週間ほど紀北町に滞在して、その地域の観光商品となるようなものの提案をいただきました。その成果として、観光協会のほうで観光案内マップを作成、印刷しました。半日コース、1日コース、宿泊の場合という3つのパターンを考えたものです。現在、観光サービスセンター等で配付しており

ますとの答弁でした。

次に、「建設課」所管分です。

委員から、歳出64ページ、港湾管理費の委託料、前浜トイレの清掃ですが、今の説明ですと、49万 2,000円支出ということですが、契約内容はどうなっていますか。本会議で清掃がされていないと質疑が出ていましたので、どのような内容で、どのように清掃されているのか、答弁を求めますという質疑に、前浜トイレの清掃については、月2万円で12カ月で24万円、清掃の内容としては週2回で月10回程度になります。委託の内容についてはトイレの清掃と周辺のごみの收拾です。このような内容を主に実施してもらっていますが、建設課としても連休が続いたり、土日の休みのあとは、なるべく職員が現場を確認し、至らぬところがあれば管理している方に指示をしていますとの答弁でした。

次に、16ページ、住宅使用料の調定額 6,500万 7,700円で、収入済額 5,020万 1,000円、収入未済額が 1,480万 6,700円あるわけですが、ほかにも滞納額があるように思えたので、もう一度説明を求めますとの質疑に、町営住宅の使用料の調定額は、全体で 6,500万 7,700円あり、現在、調定額が 4,871万 3,000円、現年の収入済額が 4,807万 100円、未済額が64万 2,900円で、収納率が 98.68%です。過年分として調定額が 1,629万 4,700円に対し、収入済額が 213万 900円、未済額が 1,416万 3,800円で、収納率が 13.08%ですとの答弁でした。

次に、「危機管理課」の所管分です。

委員から、68ページの水防費の報酬で予算額 138万円、支出額22万 5,000円で、115万円の不用額がありますが、どうしてですかという質疑に、水防費の報酬は台風などの災害警戒で、消防団が出動した場合の出動報酬です。去年は9月の台風18号接近に伴う警戒出動が一度あり、22万 5,000円の報酬の支出があります。115万円が不用額となりましたとの答弁でした。

次に、戸別受信機の修繕はどのような故障なのか、どのような修繕をするのか、説明をお願いしますとの質疑に、乾電池の液漏れによる故障が一番多い。液漏れによる故障は修繕ができないことが多い。それ以外の部品交換で修理ができる戸別受信機を修繕しておりますとの答弁でした。

次に、68ページ、非常備消防費の災害補償費の79万 2,876円ですが、どのような状況で怪我をしたのか、説明をお願いしますとの質疑に、消防団員の方が放水訓練時に後ろに転倒し、後頭部を打って怪我をしました。その怪我に対する休業補償や通院費用になります。

完治まで2年半で障害補償費は平成24年度43万7,443円、平成25年度79万2,876円、平成26年2万2,690円と、合計125万3,009円を補償していますとの答弁でした。

次に、「学校教育課」所管分です。

委員から、70ページ、事務局費の委託料、支出済額522万2,330円、これはほとんどが海山区と紀伊長島区のスクールバスの料金ですと説明いただきましたが、詳細を説明願いますという質疑に、スクールバスの運行については、相賀小学校30名、潮南中学校、矢口小学校で21名、海野地区1名、田山地区6名の送迎にかかる委託料です。海山区は三重交通株式会社、紀伊長島区は紀勢交通有限会社に委託しています。内訳は相賀小学校が12万2,100円、潮南中学校、矢口小学校が31万8,500円、海山区スクールバス運行委託6月から3月分で399万円、これは4月、5月分は個人委託でしたが、業者に委託するというこことで入札をして、6月から三重交通株式会社に委託しました。紀伊長島区は海野区が31万5,000円、田山地区が44万1,000円で、紀勢交通有限会社に委託しています。あと社会学習などの運転委託料として2万3,000円、合計520万9,600円がバスの委託料ですとの答弁でした。

次に、学校給食について、1人当たり月いくらを負担するのですかとこの質疑に、給食費は平成25年度につきましては3,500円から4,200円まで、各学校によって違っていますとの答弁でした。

次に、「生涯学習課」の所管分です。

委員から、80ページの文化財調査費の負担金補助及び交付金ですが、支出済額が300万5,500円、そして費用は古道関係に支出されると説明を受けましたが、詳細の説明をお願いしますとの質疑に、この300万5,500円の内訳は、1つはコミュニティ助成事業補助金です。これが250万円、これは島勝のだんじりの修繕ということで、昨年コミュニティ助成事業の決定を受けたものです。もう1つは熊野古道の保全活動への補助金で、これは町内に4つある熊野古道を守る会活動への支援補助金です。これが50万5,000円ですとの答弁でした。

次に、「水道課」所管分です。

委員から、一般訴訟費の配付資料を見ると、栄パーク総合法律事務所については、着手金や中間手数料は支払われていますが、報償費については口頭弁論に2回、打ち合わせに5回参加しているが、報償費は無償で0円になっているのはなぜですかとの質疑に、栄パーク総合法律事務所は名古屋市に事務所があります。これまで津市で開催された一番の裁

判では、津市に事務所がある楠井法律事務所も報償費が無償であったのと同様に、二審は名古屋市の名古屋高等裁判所で開催されていますので、栄パーク総合法律事務所についても報償費は無償にさせていただいております。口頭弁論や打ち合わせにおける報償費の支払いは、県外の弁護士が対象となっています。今回はどちらも名古屋市で開催されていますとの答弁でした。

以上で、一般会計歳入歳出にかかるすべての課の質疑を終了し、討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

玉津充決算特別委員長

続きまして、認定第2号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

委員から、国保世帯はどれぐらいの割合でいますか。社会保険はいろんな保険がありますが、国民健康保険という制度は所得の低い人たちが入っておられて、いわば健康を守るための駆け込み寺と言ってもいいほどの国民健康保険制度と思います。今の紀北町の加入割合を教えてくださいという質疑に、平成26年3月末現在の数字で、紀北町の人口が1万7,624人です。国民健康保険加入者は5,422人、加入率30.7%です。後期高齢者医療保険の加入者は3,764人、加入率は21.4%です。そのほかは協会保険、共済組合、船員保険などで8,438人、加入率47.9%ですとの答弁でした。

次に、徴収率を見ると現年分が94.01%ですが、過年度分は15%から20%の間です。この対応はどのようにしていますかとの質疑に、まず、はがき等で通知をして、基本的には納付相談を年に1回行っております。そして来ていただいて納付の折衝を行い、納付計画を立てます。これに基づいて納付していただきますが、大半は計画どおりに納付してもらいますが、納付が滞ったり、納付相談に来てくれない人もいます。このような人には再三、通知を行ったあとで、滞納処分ということで財産調査や差押え等の手続きになる案件もありますとの答弁でした。

次に、納付相談として保険証が短期証になったりしますが、その最近の状況について減少傾向にあるのか、増加傾向にあるのか教えてください。また、そのあと聞いた内容ですと、当然、保険が使えなくなって督促があり、差押えという状況になるということですが、これの最近の状況を教えてくださいとの質疑に、短期保険証ですが、毎年10月に更新しているのです、平成25年10月と、平成24年10月を比較しますと、平成24年10月1日現在で、短

期証の1カ月証が144件、3カ月証が94件、6カ月証が331件でした。平成25年10月1日現在では、短期証の1カ月証が154件、3カ月証が83件、6カ月証が292件でした。1カ月証は少し増えていますが、3カ月証は少し減少しています。滞納分を納付すると普通の保険証に戻ったりしますので、ずっと増えているわけではありませんとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、賛成多数、よって本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定をいたしました。

玉津充決算特別委員長

続きまして、認定第3号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

審査に入り、質疑はありませんでした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、賛成多数、よって本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

玉津充決算特別委員長

続きまして、認定第4号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

福祉保健課の説明を受けて質疑に入りました。質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

玉津充決算特別委員長

続きまして、認定第5号 平成25年度紀北町水道事業会計決算認定についての審査を行いました。

水道課の説明を受けて質疑に入りました。委員から、本会議でも質問がありましたが、古里・道瀬簡易水道統合整備事業における水道管路のループ化について、再度答弁を求めますという質疑がありました。答弁内容につきましては、資料として添付してございますので、ご確認ください。

次に、決算書25ページの企業債明細書ですが、平成元年から前半の利率を見ると、相当きつい利率になってます。平成20年代の利率は0.8%とか、1.0%とかの低い利率になっています。繰上償還をしていると思いますが、どのような資金運用をしているのですかとの質疑に、企業債の繰上償還については、地方自治体の任意では行うことができないことになっていましたが、平成19年度に臨時特例措置があり、利率が5%以上の企業債に対し、職員の削減や水道料金の収納率の向上等、繰上償還に見合う財政的効果を発揮し得る自治

体については、財務省のヒアリングを受けて、補償金免除の繰上償還が可能になる措置がとられました。本町では平成19年度に利率7%以上の企業債3億1,452万円、平成20年度に利率6%以上7%未満の企業債2億271万円、平成24年度に利率5%以上6%未満の企業債8,455万円の繰上償還を行っていますとの答弁でした。

次に、固定資産の償却方法については、今後も定額法でいくのか。また、実情に合わせて固定資産の除却、減存損失をしたと思いますが、それは何年度でしたかとの質疑に、固定資産の償却方法については、今後も定額方法で行っていきます。また、固定資産の実情に合わせて除却や減存損失については、制度改正に伴うものが主なので、平成26年度に行う予定ですとの答弁でした。

以上で、質疑を終わり、討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

以上で、決算特別委員会に付託されました案件の経緯と結果の報告を終わります。

中本衛議長

これで、各委員長からの報告を終わります。

中本衛議長

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩とします。

(午前 11時 55分)

中本衛議長

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

中本衛議長

続きまして、各常任委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務財政常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第47号 地域自治区の設置に関する協議書を廃止する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

ちょっと1件だけ、審議してなければしてないで結構なんですけど、郡の廃止について難しいという、大変ハードルが高いというご報告だったと思いますが。現実にくつつかあると思うんですが、郡制を廃止しているおるのが。一般質問で先日、申し上げた伊豆諸島は郡ありません。大島支庁の管轄下で郡というのはないんですが、そういう実例があるんですが、何をもって理事者のほうは困難だと言ったのか、ちょっと。ほかに例があるんですから、お聞きしたいんですが。

中本衛議長

瀧本委員長。

瀧本攻総務財政常任委員長

北村議員にお答えいたします。この資料のですね、地方自治法の昭和22年の4月17日法律第67号の中の郡の区域とあるんですね。この中に、第259条、郡の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は郡の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、都道府県の知事が、当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、総務大臣に届け出なければならないという文言があります。

それから、2項にですね、郡の区域内において市の、これ市ですから、これは当たり前、大まかに言ったらこれですね。で、これ配付してありますもんで、北村議員、3ページ目に。これをちょっと読んでいただきたいと思います。

中本衛議長

ほかに、質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

議案第48号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

14番 中津畑君。

14番 中津畑正量議員

議案第48号について質疑をいたします。

委員長のほうでも言われましたが、教育民生、なぜ審査できなかったのかという話が出たということで報告ありましたので、その部分は抜きます。ただ、48号、49号、50号については、子育て支援制度という大枠の中です、来々4月からスタートするわけですが、この内容や仕組みというのは保母さんや保育園の関係者の保護者の方には説明されているのかどうか。例えば、本当にわかりにくいという意見しかないんです。それで例えば小規模保育事業、次の議案ですが、条例の中にもあるA、B、Cの型を示しております。このA型は保育士が全員が保育士でなければならんとか、B型は保育士の割合が2分の1、半分以上は必要だと、C型は町の研修を修了した家庭的保育者、無資格者でも可としております。こういうことですべての事業で保育者は保育士の資格者とする審議がされたかどうか、ここら辺は非常に格差が出てしまうのではないかと、施設がようけできるだけにね。そこら辺は常任委員会では審議されたのかどうか、ちょっとお聞きします。

中本衛議長

瀧本常任委員長。

瀧本攻総務財政常任委員長

48号ですね。中津畑議員のですね、質疑に対して、そういうその質疑はなかったんですわ。これからのことですので、まだ確定していないので、そういうふうには答弁者、課長のほうからですね、来年のことなので、まだわからないという答弁でしたので、その辺のところは質疑はございませんでした。

中本衛議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

確かにこの案件は、議案は政府が主導でどんどん前へ進んでいるような感じを僕もしております。ただ、そういう子どもに対する格差が起ってはいかんという思いやら、今までのこの水準が少なくとも守られていなくてはならないとは思いますが、そこら辺のことはちょっと全然、そのこともわからないということなんですね。だから、何でもつくってくれたらええんや、それに条例つくってここで待つんだという格好になるということになるかと思うんですが、そんな話はなかったですか。

中本衛議長

瀧本攻委員長。

瀧本攻総務財政常任委員長

質疑としてはなかったんです。説明としてですね、その辺の格差の問題についてはですね、来年にならないとわからないという課長の答弁でした。

中本衛議長

ほかに、質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑終わります。

議案第49号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

議案第50号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

議案第51号 紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

議案第54号 平成26年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、総務財政常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

これで、総務財政常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

続いて、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。議案第52号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第54号 平成26年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第55号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第56号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第57号 平成26年度紀北町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第3号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第4号 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第5号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第6号 防災対策の見直しや充実を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

続いて、産業建設常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。議案第53号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第54号 平成26年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、産業建設常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第58号 平成25年度紀北町水道事業会計利益の処分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第7号 免税軽油制度の継続を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

これで、産業建設常任委員会にかかる案件についての委員長報告についての質疑を終了します。

続いて、決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

認定第1号 平成25年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第2号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第3号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第4号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第5号 平成25年度紀北町水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

これで、決算特別委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

以上で、各委員長報告に対する質疑を終了します。

これより各議案の討論、採決に入ります。

日程第3

中本衛議長

日程第3 議案第47号 地域自治区の設置に関する協議書を廃止する条例を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

9番 奥村武生君。

9番 奥村武生議員

奥村でございます。私が合併について反対した理由はですね、当時、きめの細かい町づくりができなくなるということでありました。しかしながら、その合併をしました。その中で、自治区がしかれてですね、最低限、その町の良さの町づくりというのが守られるんじゃないかと考えたわけです。その自治区というのはですね、いわゆる国家でいうですね、地方分権の三重版であります。そのことは合併のときにも随分論議されたみたいですけども、その紀伊長島区、そして海山区のそれぞれの良さというのがあるわけです。それを大事にしながら進めていくのが本来の私はあり方だと思ったわけです。

例えばですね、随分、私は紀北中学の出垣内の調査するにしても随分苦労いたしました。それでなかなかどこに根固め工が入っているとか、赤羽川のどこがどれだけ深いとか、あるいは出垣内の下は何メートル下を表流水が流れているとか、わからないわけ、初めは全くわかりませんでした。それと同じですね、長島の皆さんも本当に、その例えば鍋谷川かと、あるいはどれだけ鍋谷川が今、水量が流れているとか、あるいはクチスポからどれだけの水が工場に流れているとか、おそらくご存じないんじゃないかと思います。

そういう点では、その地方を生かして、地方独特の、例えば、延縄にしてもそうなんですよね。海山の人は新宮の沖まで行っている、若い人は。そうでない人は銚子川の河口でやっている。長島の方は聞きましたら、どうも、古座まで行っているという話です。そういう点で、その漁業資源を守っていくうえでも大きな違いがあるわけです、取り組みに。そういうのを個々の特色とか良さとか、それを大事にしながらですね、双方きちっと対等、双方いい面で競合して発展させていくために、私は自治区は必要であるというふうに、今も考えるわけであります。

簡単ではありますが、反対の理由を述べました。よろしく申し上げます。

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

地域自治区廃止に賛成の立場から討論いたします。

ただし、若干、議論がございます。当時ですね、これは法定協、合併の法定協の中で、旧海山町側のほうから強い意思で提案されました。私は当時、旧長島町の合併の特別委員長をいたしておりましたけれども、議会内はほぼ反対状態でした。その理由の1つには、自治会があるのに住民の自治組織、自治協議会を屋上に置くを重ねるようなことにならないのかとか、あまりにも地名表示が長過ぎると、北牟婁郡の廃止が1つ前提にあるべきだという議論が、相当ありました。これ合併の協議の中で大きな条件の1つになったわけです。2期、4年ぐらいで廃止するべきだという議論も法定協の中で、私のほうから出させていただきました。

当時の会長さんはですね、それは合併後の議会で決めていただきたいということでした。この地域自治区が成立したときに、一部の大手新聞はですね、実は郡制廃止を主張しました。そのときに町側の私コメントを忘れないんですけど、その紙面を見た。これは法律上、無理だと、地方自治法を改正しなければいかんというコメントを付けているんです。先ほど総務委員長が報告したように、可能性がある話ではなかったんです。それで住民もしぶしぶ納得したというところはあるわけです。

先ほどご紹介しましたように、郡制廃止しておる実例はあります。私は承知しておるのは東京都の大島支庁管内ですが、これ郡制ありません。だから都庁の直轄地のような感じになってますね。ところが郡はあっても昔のように郡庁がないわけですから、戦前のように。ほとんど自治組織との意味合いがないわけです。戦前は郡の議会もありましたけれども、そういった意味で、ほとんどこれが意味がないし、可能であるという。それと北牟婁郡は郡1町です。これ実は弊害があるんです。さる団体、私は関係しますが、県レベル、公的団体ですが、県レベルだと北牟婁郡支部なんです。で、地元レベルだったら紀北町支部、つまり代表者を二枚看板になっておるわけです。県の会議へ出ますと、北牟婁郡支部長ですね。地元では紀北町の会長なんですね。こういう無駄な自治体になってます。

ほかにも確か三重郡がそうですね。一郡一町やね。違う。どこか北牟婁郡以外にも県内

どっかあるはずですが、一郡一町というのは。こういうほとんど意味のない郡制が可能なのに、この9年間どれだけ検討したかという姿が全く見えない。多分してないと思います。県議会にお願いして郡制廃止を決めていただくとか、全くこれは害あって一利もありません、郡というのは。で、この機会に是非ひとつ理事者のほうで働きかけていただきたいと思います。場合によっては、町議会で決議案を今後考えなければならぬかと思ひます。

そういうことと、自治組織は絶対、これは別な自治組織、今の協議会と名前は変わっても、必ず残していただきたいと思ひます。いろんな意味でですね、当時は自治会と同じような組織が2つできるんじゃないかっていう反対論があったんですが、今は必要です。そういう意味でですね、賛成はしますけれども、自治組織を絶対新たにつくるということと、郡制廃止に向けて理事者も議会も前へ進むということをお願いして、討論とさせていただきます。終わります。

中本衛議長

次に、反対討論される方はありませんか。

5番 瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

総務財政委員長で反対するのは非常に忍びないんですけども、執行部の説明ではですね、23社回られた。それからパブリックコメント的なものは8件ぐらいであったと。一体感は醸成されておるといふ執行部の考え方ですね。だけど、海山区を回るとですね、そういうものは私の考えでは、感触では、やっぱり6割か7割ぐらいが反対論のほうが強いわけですね。だから非常に、その丁寧じゃないんですけども、執行部のやり方が。

というのは、法務局の許可を得るために1年間かかるから、そこへバナーと持ってきた。だからもっとですね、熟慮してやらんとですね、海山区をとってしまうと、地域自治区は別としてですよ、海山区をとってしまうと、海山区の人がですね、いろいろと問題起こるんじゃないかと。

それと、もう1つは費用の点についてもですね、結局、今現状にですね、法人数で大体300弱ある。総務課長は600ぐらいのいわゆる個人事業者がおると、900団体で23しか聞いてない。それはほとんどですね、個々の会社なり団体はですね、健康体で経営しておる会社だと思ひます。だから、そういういろんな諸経費についてもですね、全部経費で落ちます。けどほかの会社にしたって、株式会社にしたって、7割以上が赤字を出しております。その赤字のうえに、また経費を出せません。赤字になります。執行部はね、熟慮して

ないと思います。やはり行政というのは弱い人の声を聞いてですね、行政に反映させるのが行政の私は根本だと思います。

本当に、法人にしても個人にしても、そういう方たちの意見がですね、何にも汲み上げられてないということが非常に残念です。まだちょっと拙速じゃないんかと、もう1年延ばしてもええんじゃないんかと、もうちょっと聞き取りやるべきだと、私らに6月に投げかけてきて、この9月にすぐですね、これを廃止するというのは、ちょっといかがなものか。町長の言われる、これが本当の住民の目線かなということを私は疑います。以上です。

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

6番 入江康仁君。

6番 入江康仁議員

地域自治区の設置に関する協議書を廃止する条例に対しての賛成討論を行わせていただきます。約10年前の平成の合併と言われる紀伊長島町と海山町の合併当時、私は町行政にはかかわっておらず、一般町民として町合併を外から眺めていましたが、合併に至るまで、当時の町執行部、町議会議員、町職員の方々には大変な苦勞があったと推測いたします。

特に、今回の上程された地域自治区の問題には、並々ならぬ苦勞があったらと思うところであります。町民からしてみれば、愛着を持って親しんできた地名がなくなるか、残るかの大きな瀬戸際であったから、激しい抵抗もあり、また町民の代表であり、また代弁者である町議会議員の方々も議会での激しい議論、攻防があったと記憶しております。

その激しい議論、攻防があった末、地名に愛着を持った町民の意見を取り入れ、両町の旧町名を区として残すことにして、解決を図ったと聞いております。確かに合併以前の両町の町民の意識からすれば、大変良い結果ではなかったのではないだろうか。またそのときの町民の町名を思う気持ちと、また町名を残したいという気持ちを、当時、町議会議員であった尾上町長は、今も十分に理解し、思っているだろうと思います。

しかし、町民の考えを理解しても、紀北町の町長となった以上は、紀北町の将来を大局的に考え、紀北町町長として、紀北町の将来の発展のためなら、つらい判断をしなければならぬこともあると思います。今回、上程議案であります地域自治区の設置に関する協議書を廃止する条例に関しては、当時の状況もわかっている中、本当に苦勞、苦悩しただろうと推測いたします。

地域自治区の廃止に対しては、町長の考えは、合併後10年を迎えようとしている中、紀

北町が1つにまとまっていくには、自治区をなくし、紀北町町民の一体感をもって、紀北町の将来に向かって、町民が一丸となって進んでいくことを大前提に考えた結果であります。10年という月日は考えによっては長いようで短く感じ、また短いようで長いものと考えられます。

また、今回、我々も議員として注意をしなければならないのは、この上程議案は、町民に最も身近な議案であります。今回、その上程された議案は、私は合併当時の延長であると考えます。そうであれば、合併時代に町民の方々の、この自治区の問題や意見に集約して意見、質疑をするものと思います。我々も町民に対して約束しているように、開かれた議会、わかりやすい議会、そして町民の代弁者というには、これに努めなければならないと思います。今回のように、徳川時代を例にとった質疑は、町民に対しては理解しにくいような、また理解に苦しむような質疑は厳に慎むべきだと思います。

その中で、私自身の考えとして、私、事業者としての立場から見た自治区の問題は、住所は日本で一番長い住所になるのではないかと思うほど長い住所であります。この問題は一般町民の方々からもよく質問を受けましたことを記憶しています。10年という歳月は、合併当時、自治区の問題に固辞していた方々にも、尾上町長の紀北町町民の一体感を持って、紀北町の明るい将来に向かっていくという大前提の目標のもとでは、理解していただけたらと思っております。

また、議員の方々には地域自治区の設置に関する協議書を廃止する条例に賛成いただけるようお願いするものであります。以上で、私の賛成討論を終わらせていただきます。

中本衛議長

次に、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第47号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙

願います。

(挙 手 多 数)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第4

中本衛議長

次に、日程第4 議案第48号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

14番 中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

この今の48号について、反対討論をいたします。

先ほども委員長もいろいろ審議された中身をおっしゃっていただきましたけれど、政府のほうの具体的なその施策が何にもなしに、本当にこれで条例をつくって良いものだろうか。実際に少なくともあらすじだけでも保育者、保護者、幼稚園あたりは関係者には、きちっと報告しながら、概略だけでもわかった状態で条例はつくっていかなくてはならないかと、それもなしに、つくっていくのは、本当にこれから運営すると言いますか、つくっていく担当課もそうですし、町としても非常に困ることができてくるのではないかと危惧するところです。

2つ大きく分けまして、この48号に反対する理由は、これは消費税の10%を財源とした事業なんです。そういう意味で、この10%になるかならないかもわからないのに、なぜこう急ぐのかという僕の不信があります。

もう1つは、幼稚園や保育園、認定こども園4種類、地域型保育事業、小規模保育や家庭的保育など4種類、これらの施設事業の種類は大幅に増えていきます。これらを皆入れたときに施設や、また職員配置の基準が違うため、入所した施設によって受ける保育に本

当に大きな段差が出てしまうのではないかと、私は予想しております。

こういうことでなくて、本当に地道にやっぱりやっていく方向、これは政府の責任ですけどね、本当に町としては困る事態にならなければ良いがという思いの中で、もっと政府のほうもきめ細かな説明ができるようにして、皆さんにわかっていただきながら進めていくという姿勢が、持つべきだということで、私はこの案件について反対の討論に代えさせていただきます。

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第48号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第5

中本衛議長

次に、日程第5 議案第49号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第49号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第6

中本衛議長

次に、日程第6 議案第50号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第50号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(多 数 挙 手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第7

中本衛議長

次に、日程第7 議案第51号 紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する
条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第51号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手
願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第 8

中本衛議長

次に、日程第 8 議案第52号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 8 議案第52号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第 9

中本衛議長

次に、日程第 9 議案第53号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題

とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第53号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10

中本衛議長

次に、日程第10 議案第54号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

14番 中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

それでは、議案第54号 補正予算（第2号）について、反対討論をいたします。

大変、大事な予算だと私も本当に心の底から思っておりますが、先に内閣官房のホーム

ページを見たり、ほかの資料を調べたり、ちょっと遅くまで夕べも勉強したんですが、9月議会に提案されたあと、マイナンバー制度についていろいろ調べてみますと、日本の国に住むすべての人々に12桁の番号を付け、源泉徴収や社会保険などに使うことになります。また、金融機関や医療機関でも利用されます。補正予算に計上されたのは総合住宅情報システム運営事業費 722万 5,000円、町のコンピュータシステム改修費です。国は初期投資だけで 3,000億円、範囲についてはすべての税金に関する情報のほか、国民年金、国保、後期高齢者、介護保険、健康管理、生活保護、障害者福祉、児童福祉など、その他いろいろな個人の情報が、1つの番号ですべて網羅され、国に一括管理されることになります。これらの個人情報漏洩などの大問題が多発したイギリスはすぐに廃止し、アメリカ、スウェーデンなどではなりすましが横行し、見直しがされている現状です。

2013年、国会審議の際にも参考人の清水勉弁護士は、罰則で規制することは不可能だと、不正利用は国内だけで起こるわけではなく、海外から行われることもある。こう述べておられます。行政事務処理において、個々の町民に番号を付けて管理することは、それぞれの機関において行われており、そのこと自体を反対するものではありませんが、マイナンバーという行政のみならず、民間においても横断的に用いられる共通施行を導入することは、そのメリットより何倍も何倍もデメリットのほうが大きく、町民の権利、利益を大きく害するものであると私は考えるものです。

よって、この補正予算については、反対せざるを得ないという立場で討論をいたしました。どうもありがとうございました。

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第54号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手

願います。

(多 数 挙 手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第11

中本衛議長

次に、日程第11 議案第55号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第55号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第12

中本衛議長

次に、日程第12 議案第56号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（ 発言する者なし ）

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（ 発言する者なし ）

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第56号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 多 数 挙 手 ）

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第13

中本衛議長

次に、日程第13 議案第57号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第13 議案第57号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第14

中本衛議長

次に、日程第14 議案第58号 平成25年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第14 議案第58号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第15

中本衛議長

次に、日程第15 認定第1号 平成25年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第15 認定第1号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第16

中本衛議長

次に、日程第16 認定第2号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第16 認定第2号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第17

中本衛議長

次に、日程第17 認定第3号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第17 認定第3号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第18

中本衛議長

次に、日程第18 認定第4号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第18 認定第4号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第19

中本衛議長

次に、日程第19 認定第5号 平成25年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第19 認定第5号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第20

中本衛議長

次に、日程第20 請願第3号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択するものであります。

お諮りします。

日程第20 請願第3号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第21

中本衛議長

次に、日程第21 請願第4号 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択するものであります。

お諮りします。

日程第21 請願第4号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第22

中本衛議長

次に、日程第22 請願第5号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択するものであります。

お諮りします。

日程第22 請願第5号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第23

中本衛議長

次に、日程第23 請願第6号 防災対策の見直しや充実を求める請願書を議題とします。討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

9番 奥村武生君。

9番 奥村武生議員

奥村でございます。防災対策の見直しや充実を求める請願書に賛成の意思表示をいたします。

この請願に関しましては、時宜を得た請願であると考えております。常任委員会でも指摘された学校を高台にという点で、入っていないという点では、物足りない部分ではありますが、この出されたことについては、1つには中間のですね、文部科学省は学校施設における天井等落下防止対策の推進に向けて中間まとめを公表し、公立学校施設の屋

内運動場等の天井等の落下防止対策については、2015年度までに速やかな完了を要請して
いますとあります。

それから、下から7行目の、今回、新たに入りました、学校は子どもたちをはじめ多くの
地域住民が活動する場であり、地域の拠点です。災害時には県内の公立学校の92.4%が
避難場所となる等、重要な役割を担っております。とあります。これは先回の請願に入っ
てなかった部分であります。

それからですね、理由の2つとしては、地震のその震源域の研究が本格的に始まって、
まだ40数年なんです、日本においては。それですね、古い海溝型では、そのプレートで
はマグニチュード9などの大型地震が起きないと言われていたわけですが、それがス
マトラで起きた。そしてさらにそれを受けて、今度は東北太平洋沖地震の中においてです
ね、さらに古いプレートであり、なおかつそれぞれの震源域が連動しないと言われていた
わけですが連動したと。これに対して、その東京大学の地震研究所の教授がですね、
研究が始まって以来、まだわずか40年だと、だから何が起こるかわからん。いわゆる想定
外を絶えず想定しなければならないと。

それですね、南海トラフに関しては4つの断層があると、ほぼ。その断層がどう動く
かによって大型地震が起きるんだと。だから、いつ起きても不思議ではないというふうに
結んであるわけです。この方は、中央防災会議の阿部勝征東大名誉教授を頂点とする16人
の中の1人でございます。私はこの16人の中の4人の学者の方といろいろお話をした経緯
がありますけども、いつ起きるかわからないと、いつ起きても不思議ではないという状況
にあるんだと、さらにそのわからない点は、東北でも解明できない点もあったわけです。
それは未知のアスペリティがあるということなんです。その未知のアスペリティがある
ということが、高知大学の岡村教授の先生のもと須賀利の中で、堆積物の中で明らかにされ、
宝永地震においては9ないし10mの津波が押し寄せたと、紀伊長島においては。それをさ
らに上回る地震が近づいていると、地震と津波が近づいているということを警告しておる
わけです。中央防災会議もその堆積物を調査しなさいと言っているわけです。だから、そ
の堆積物の調査、かつての宝永を遥かに上回る、未知のアスペリティの地震と津波が近づ
いているということと。

それから4つ、もしくは5つの断層が1つ動くことによって、ものすごいエネルギーを
含んだ1つの断層が震源域がマグニチュード8というふうに言われておるわけですから、
そのマグニチュード8の震源域がまとまったときに、当然のごとくマグニチュード9以上

になることは明らかなんです。これがいつ起きても不思議でないと言われている科学的知見の中であって、こういう請願がさらに出されたということを高く評価するものであります。

以上であります。

中本衛議長

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択するものであります。

お諮りします。

日程第23 請願第6号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第24

中本衛議長

次に、日程第24 請願第7号 免税軽油制度の継続を求める請願書を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とするものであります。

お諮りします。

日程第24 請願第7号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

中本衛議長

ただいま請願が採択されたことにより、意見書案が提出されることとなります。

ここで、2時25分まで休憩します。

(午後 2時 11分)

中本衛議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 25分)

追加日程第1～追加日程第4

中本衛議長

先ほど請願が採択されたことにより、意見書案が提出されました。

この5件を日程に追加し、別紙のとおり追加日程として直ちに議題といたしたいと思

ますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案5件については、日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり、直ちに議題とすることに決定しました。

中本衛議長

お諮りします。

追加日程第1 意見書案第2号から追加日程第5 意見書案第5号までの4件につきましては、提案者より提案説明を求めるにあたり、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案4件については、提案者から一括して提案説明を求めることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案説明を求めます。

東貴雄君。

2番 東貴雄議員

それでは、意見書案第2号

平成26年9月22日

紀北町議会議長 中 本 衛 様

提案者 紀北町議会議員 東 貴 雄

賛成者 紀北町議会議員 平 野 倅 規

賛成者 紀北町議会議員 玉 津 充

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書(案)

趣旨、国の責務として「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」に必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度を存続し、更なる充実をはかること。

理由、義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものです。

これまで2004年の三位一体改革や2010年の地域主権改革においても、義務教育費国庫負担制度の堅持や一括交付金化の対象外とすることが明らかにされてきましたが、改革によるこの制度への影響を今後も注視する必要があります。

1950年に地方自治をすすめるという観点から義務教育費国庫負担制度は廃止、一般財源化されましたが、その後、児童一人あたりの教育費に約2倍の地域間格差が生じた結果、1953年に義務教育費国庫負担制度は復活しました。しかし1985年以降、再び義務教育費国庫負担金の一般財源化がおしすすめられ、2006年からは国庫負担率が3分の1に縮減されています。

現在、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高校教職員の給与費は、地方交付税として一般財源のなかにくみこまれています。しかし、地方財政が厳しくなり、1985年に一般財源化された教材費は、国が定めた基準に対して実際に各地方で予算措置された比率（措置率）が年々低下しています。

2007年度における措置率の全国平均は65.3%、（三重県49.0%、東京都164.8%、秋田県26.9%）となっており、地域間格差もひろがっています。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであり、その時々の方財政状況に影響されることのないよう、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実が必要です。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月22日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 中 本 衛

内閣総理大臣 安倍晋三様

財務大臣 麻生太郎様

2番 東貴雄議員

続きまして、意見書案第3号

平成26年9月22日

紀北町議会議長 中 本 衛 様

提案者 紀北町議会議員 東 貴 雄

賛成者 紀北町議会議員 平野 倭 規

賛成者 紀北町議会議員 玉津 充

「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書（案）

趣旨、子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充をすすめること。

理由、三重県では、2003年度から小学校1年生の30人学級（下限25人）が実施されており、その後も小学校2年生の30人学級（下限25人）、中学校1年生の35人学級（下限25人）と他学年への弾力的運用等、拡充しています。少人数学級が実施されている学校では、「より個に応じた対応をしてもらっていると思う」「余裕がもて、落ち着いて子どもと向きあうことができる」等の保護者、教職員の声があり、大きな成果をあげています。

一方、国においては、2011年4月の「義務標準法」改正により、小学校1年生の35人以下学級が実現し、2012年には、法改正による引き下げではないものの、小学校2年生への実質的な拡大が実現しました。しかし、2014年度予算においては、教職員定数については35人以下学級の拡充が措置されず、教育課題に対応するための定数改善も十分とは言えない状況です。

2013年における日本の教育機関に対する公財政支出の対GDP比は3.6%で、経済協力開発機構（OECD）加盟国中、データ比較が可能な30カ国において、4年連続で最下位でした。2010年度から実施されていた「高校無償化」が初めて反映された数値でしたが、加盟国平均の5.4%に遠く及びませんでした。2013年6月に閣議決定された第2期教育振興基本計画でも、同年4月の中教審答申「OECD諸国並みの公財政支出を行うことを目指す」から、「OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし」という表現にとどめられました。

山積する教育課題の解決をはかり、未来を担う子どもたち一人ひとりを大切にした教育をすすめるためには、学級編制基準の更なる引き下げや教育条件整備のための教育予算の拡充が必要です。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月22日

三重県北牟婁郡紀北町議会議員 中本 衛

内閣総理大臣 安倍晋三様

文部科学大臣 下村博文様

2番 東貴雄議員

続きまして、意見書案第4号

平成26年9月22日

紀北町議会議長 中本 衛様

提案者 紀北町議会議員 東 貴雄

賛成者 紀北町議会議員 平野 倭規

賛成者 紀北町議会議員 玉津 充

保護者負担金の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書（案）

趣旨、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

理由、近年の厳しい経済・雇用情勢は、子どもたちのくらしや学びに大きな影響を与えています。2011年度文部科学白書は、「社会のセーフティネットとしての教育の重要性がますます高まっている」として、誰もが充実した教育を受けられるよう、子どもや保護者の経済的負担に対して社会全体で支えていくことの重要性を指摘しています。

一方、2010年度における、一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合は9.3%であり、経済協力開発機構（OECD）加盟国32カ国中31位となっています（OECD平均13.0%）。他方、日本のすべての教育支出に占める私費負担の割合は29.8%で、OECD平均の16.4%を大きく上回っています。

このようななか、「高校無償化」をはじめ、「奨学金の改善」「就労支援の充実」等の施策がすすめられてきました。2012年には、高校生に対する奨学金事業について、低所得世帯や特定扶養控除見直しによる負担増に対応する制度改正がおこなわれました。また、2013年6月19日には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、国および地方公共団体は「就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする」とされました。

しかし、保護者の負担が十分に軽減されたわけではありません。就学援助を受ける子どもは年々増加を続け、2012年度は全国で155万人（15.64%）となっています。三重県に

においても、1万7,175人(11.29%)で、約8.9人に1人となっています。高等学校段階においては、「奨学のための給付金」制度が創設されたものの、「公立高等学校授業料無償制」については所得制限が設けられました。また、入学料・教材費・部活動のための経費等の保護者負担は重く、「学びたくても学べない」という状況は依然大きな課題です。そのため、いっそうの支援策が求められています。

すべての子どもたちの学ぶ機会の保障にむけ、保護者負担の軽減と就学・修学保障制度の拡充を強く切望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月22日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 中 本 衛

(提出先)

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様

文部科学大臣 下 村 博 文 様

2番 東貴雄議員

続きますして、意見書案第5号

平成26年9月22日

紀北町議会議長 中 本 衛 様

提案者 紀北町議会議員 東 貴 雄

賛成者 紀北町議会議員 平 野 倅 規

賛成者 紀北町議会議員 玉 津 充

「防災対策の見直しや充実」を求める意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

防災対策の見直しや充実を求める意見書(案)

趣旨、子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しをはじめ、総合的な学校安全対策の充実をすすめること。

理由、2012年8月29日、内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」は、第2次報告として、南海トラフで発生する巨大地震による津波高および浸水域等の推計結果を公表しました。これによると、三重県鳥羽市では津波が最大27m、尾鷲・熊野市では最短4分で第一波が到達などとなっています。

また、最大の死者数は約4万3,000人とされ、三重県が2005年にとりまとめた想定約

4,800人を大きく上回るものとなりました。2013年5月28日に国の中央防災会議の作業部会が発表した南海トラフ巨大地震対策の最終報告では、ハード面の整備にくわえ、防災教育をはじめとする「事前防災」等の対策を具体的に実施すべきとしています。

このようななか、三重県では学校の耐震化が着実にすすめられており、2014年4月現在の耐震化率は小中学校が98.5%、高校・特別支援学校は100%となっています。また、学校防災機能を強化するために、防災用毛布等の備蓄や防災機器の整備等がすすめられています。

一方、2012年9月4日、文部科学省は「学校施設における天井等落下防止対策の推進に向けて（中間まとめ）」を公表し、公立学校施設の屋内運動場等の天井等の落下防止策については2015年度までの速やかな完了を要請しています。また、三重県教育委員会の調査によると、2014年2月現在、公立小中学校と県立学校のうち、校内の備品等転倒落下防止対策が「すべてできている」は24.2%（前年度比8.6%増）、校内のガラス飛散防止対策が「すべてできている」は16.2%（同1.1%増）となっており、「非構造部材」の対策は遅れています。

学校は、子どもたちをはじめ多くの地域住民が活動する場であり、地域の拠点です。災害時には県内の公立学校の92.4%が避難場所となる等、重要な役割を担っているため、安全確保は極めて重要です。また、学校・家庭・地域が連携して災害から子どもを守る必要があります。巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しや充実が急務です。

子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しをはじめ、総合的な学校安全対策の充実をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月22日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 中 本 衛

（提出先）

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様

文部科学大臣 下 村 博 文 様

以上の4件でございます。

中本衛議長

以上で、提案説明を終わります。

これより、各議案の審議に入ります。

追加日程第 1

中本衛議長

追加日程第 1 意見書案第 2 号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める
意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第 1 意見書案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手
願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第 2

中本衛議長

追加日程第2 意見書案第3号 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第2 意見書案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第3

中本衛議長

追加日程第3 意見書案第4号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡

充を求める意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第3 意見書案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第4

中本衛議長

追加日程第4 意見書案第5号 防災対策の見直しや充実を求める意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

10番 東篤布君。

10番 東篤布議員

自分の委員会でやっておいて、こんなところで言うたらあかんのやけども、ちょっと見落としておったというか、聞き忘れておったもんですから。この92.4%が避難場所となっていて、こういう書いてあるんですけども、これは下から6行目ぐらいでしたか、学校は子どもたちをはじめ多くの地域住民が活動する場であり、地域の拠点です。災害時には、ここからですね、災害時には県内の公立学校の92.4%が避難場所となるなどと、こう書いてあるんですけども、92.4%が指定されておると、こう判断してよろしいのでしょうか。

といいますのは、僕はこの教育民生でこれやったときに、我が町で最終避難場所となることが可能な学校はいくつあるんですか。それはどこですかという質問をしたんでございますが、今のような質問はちょっと忘れておったもんですから、県内の公立学校が92.4%か避難場所となるなどと、なれるということですか、これは。ということは、うちの学校はなれないというのが前回の発表でしたんで、うちのはじゃ0.6%に入っておるといふとか、いやいや7.6%に入ってもとると判断してよろしいのでしょうかね。提案者にお尋ねします。

中本衛議長

東篤布議員、先ほど請願のときにですね、東篤布さんの態度もありましたんで、そこらがちょっと聞きもらしたんだと思います。それに対して。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

入江君。

6番 入江康仁議員

要は請願においてさ、手を挙げなんだというのは反対しておる中で、今度は意見書になってね、その意見を言うというのは、ちょっとおかしい。ちょっとそれはさ、議事進行の中でおかしいよ。やっぱりそれは一貫した形の中での発言しか駄目だと思います。

中本衛議長

私もそう思いますんで、東篤布君、その点をどうぞ考慮してください。よろしいでしょうか。

東篤布君。

10番 東篤布議員

何て。

中本衛議長

意見書の前には、委員会のために反対してましたんで、それを一貫して。

10番 東篤布議員

委員会というのは、教育民生のときに、そのときにちょっと聞いたんさ。だからそんなに92.4%も避難場所があるんですかというのを聞きたいだけ。

中本衛議長

東貴雄君から説明求めます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

この議案についてはですね、賛成多数で可決されておるわけですよ。そやで篤布議員はですね、挙手せなんだから反対ということ。

10番 東篤布議員

挙手しとるんやで。

5番 瀧本攻議員

そやけど議長は賛成多数というたんでしょう。誰が反対したの。その辺のどこ確認して。

中本衛議長

ちょっと暫時休憩します。

(午後 2時 48分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午後 2時 56分)

中本衛議長

先ほど委員会等で反対されたというような答弁しましたが、私が。そちらも賛成し、本会議でも手を挙げておりますので、賛成と認めます。

なおかつ、今回の質疑としては受け付けますので、東貴雄議員、答弁をお願いします。

2番 東貴雄議員

すみません。先ほどの東篤布議員のご質問なんですけども、この先ほどの92.4%が避難場所となる等とあるというのがどういったことかと言うんですけれども、前回の委員会的时候にもご質疑いただいているんですけれども、災害にはですね、土砂災害、大雨、高潮、地震等がありますということで、それらを含めたものが92.4%の避難場所になるというふうに理解していただけたらというふうに思います。

中本衛議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

私は最終避難場所が避難場所だと、こう判断しておるわけなんですけども、そうではないというお答えです。で、改めて質問し直しますとですね、当町に最終避難場所となる得ることが可能な公立学校というのはいくつありますか。今ね、小学校が6つ、紀北だけで言えばですよ。

中本衛議長

東貴雄議員。

2番 東貴雄議員

先ほどのご質問にお答えします。赤羽小中学校、それから上里小学校と三船中学校の、津波に対しては4校ということになると思います。

中本衛議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

しかないと思いますね。2つしかない。

で、いわゆる僕はね、この東北地震があったときが3月11日、2011年ですか。そのあとでまたこの意見書が出てきたわけなんですけども、もう少しね、具体的に書いていただいて、今後の学校はすべての学校が避難場所等、いわゆる津波のときでもですよ、避難場所となるような高台にあるべきだという意見書だと判断しようと思うんですが、そういうことで

良いんですか。

中本衛議長

東貴雄議員。

2番 東貴雄議員

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

中本衛議長

委員長の報告です。よろしいでしょうか。

ほかに、質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

中本衛議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

すみません。これは意見書案第5号ですね。防災対策の見直しや充実、これは昨年にも出てきた案件だと思いますが、そのときにも同じようなことを言ったような覚えがあるんですけども、改めて出てきてますので、私はこの提出者の皆さんにですね、ちょっと嫌味を込めてね、賛成討論させていただきたい。

というのはね、東北震災があったあと、それぞれの学校の建て直しやとか、改修、改築あったわけですね、我が町で。そのときに、そのあとでこのような文書が出てきておるんですよ。なぜそのときに、そういったお考えになって出していただけなかったのかなというのが、非常に残念でなりません。しかしなれど、いわゆる曖昧な避難場所という一言でなくて、最終避難場所となるようなね、住民の皆さんの、そしてまた子どもたちの、大切な子どもたちの命を守る場でありますので、そういった避難場所としてやっていただきたい。こういう強い願いを持って賛成討論とさせていただきます。はい。

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第4 意見書案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第5

中本衛議長

次に、追加日程第5 意見書案第6号 免税軽油制度の継続を求める意見書についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

それでは、引き続きまして、意見書案第6号について提案をさせていただきます。

平成26年9月22日

紀北町議会議長 中 本 衛 様

提案者 紀北町議会議員 中津畑 正 量

賛成者 紀北町議会議員 松 永 征 也

賛成者 紀北町議会議員 平 野 倅 規

免税軽油制度の継続を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

免税軽油制度の継続を求める意見書（案）

農林漁業の経営に大きく貢献してきた免税軽油制度は、「道路特定財源の一般財源化」に伴う地方税法の改定により、平成24年3月末で廃止が検討されましたが、当時、全国の農・漁業団体等の運動により、平成27年3月31日まで免税制度が3年間延長されました。しかし、その期限が来年に迫っています。

免税軽油は、一般道路を走らない機械や車両に使う軽油に対して、軽油取引税（1リットルあたり32円10銭）を減免をしてきた制度です。これまでトラクターやコンバインなどの農業用機械や漁業船舶、発電事業などでは、軽油の消費量を申請すれば、減免が認められて農業・漁業事業等に大きく貢献してきました。

現在、円安等で燃料や肥料・資材などの値上げ負担が農家経営に重くのしかかり、一方、農産物価格が低迷するなか、燃料や肥料、資材などの負担が農林漁業経営をますます困難にしています。このような状況のなかで、免税軽油制度の廃止は農家経営の危機を一層増大させることはあきらかです。

このようななかで、免税軽油制度の継続・恒久化は、農林漁業はもちろんのこと、地域経済と国民の暮らしを守るうえでも不可欠な制度です。

よって、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要請いたします。

記

1. 免税軽油制度を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月22日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 中 本 衛

衆議院議長 伊 吹 文 明 様

参議院議長 山 崎 正 昭 様

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様

農林水産大臣 西 川 公 也 様

経済産業大臣 小 淵 優 子 様

財務大臣 麻 生 太 郎 様

内閣官房長官 菅 義 偉 様

以上です。よろしくお願いたします。

中本衛議長

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

9番 奥村武生君。

9番 奥村武生議員

意見書案第6号について、賛成の立場で一言申し上げます。

当町の基幹産業は林業、漁業、農業でございます。そしてその中であって、特に漁業は大きなウエートを占め、当町の紀北のですね、発展を支えてきた主幹産業でもあります。歴史的にですね、重油がどんどん上がり、そのためにですね、大型船がどんどん廃船に追い込まれました。これはもう決定的な事実なんです。

そして、先回ですね、紀伊長島の漁民の皆さんともお話をしたわけですけども、お聞きしましたら、もうイサギを釣りに行っても、イサギの釣って揚げる値段よりも、その油代のほうが高いんだというわけです。だから、もう休む人も増えているんだと、こういうふうな現実がですね、あってはならないわけです。だからこれ私も入江議員とともに町長交渉もやりましたし、単独で一般質問もやりましたけども、重油を、最低の行為なんです、これは。本来はフランスのようにですね、油の値段というのは一定のラインを引いて、その上にいけば政府が保障するというをやっているものですから、フランスは安定しておるんです。我が国はそういうことやってないんですよ。

だから、せめて漁業の皆さんがですね、水揚げした漁獲よりも、漁獲が値段によって生活ができるような、本来は国、県、町が保障すべきなんです。それを怠っているから、こういう問題が起きているわけですけども、これは政府の責任において漁業者の皆さんのですね、生活権、生存権を保障すべきだという点で、賛成するものでございます。以上であります。

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第5 意見書案第6号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

中本衛議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可します。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、9月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月4日に開会されました本議会定例会におきましては、提案いたしました人事案件ほか、議案並びに認定につきまして、終始ご熱心にご審議を賜り、いずれも原案のとおりご可決、ご承認賜りまして、誠にありがとうございました。

今月29日に、臨時国会が開かれるようでございます。首相の力強いスタートを切る地方創生国会にしたいという抱負の中には、地域が明るくいきいきと未来に向かって進んでいける地方創生をしていくという、強い意思があるのだと伺っているところでございます。

紀北町におきましても、将来に希望の持てる町づくりを目指しているところでございまして、国が施行していく具体策の動向に注視しながら、状況の変化に対応していけるよう、将来を見据えた取り組みをしてまいり所存でございますので、より一層のご理解とご協力

を賜りますよう、お願い申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、これまでの約4年間、議員の要職を務めていただきましたが、任期中の定例会といたしましては、今回が最終となりました。皆様方には常に町民の先頭に立ち、紀北町の課題解決にあたっていただきましたことを、厚く御礼を申し上げます。

そして、また今期をもって引退される議員におかれましては、今日まで町の発展のため、格別のご指導をいただきましたことに対し、改めましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。そしてお疲れ様でした。今後は町民の立場で紀北町のために、ご尽力いただきますようお願い申し上げます。

議員や町民の皆様におかれましては、健康に十分お気をつけていただきまして、紀北町の発展のために、さらなるご活躍されることをお祈り申し上げます。閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

中本衛議長

以上で、本定例会の日程は、すべて終了しました。

平成26年9月紀北町議会定例会を閉じるにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

私どもは、平成22年11月の選挙で当選し、早いもので任期も残り2カ月余りとなりました。来年には、旧紀伊長島町と旧海山町が合併し、早いもので10周年を迎えることとなります。

定例会冒頭にも申し上げましたが、本年12月1日から議員定数16名で、議会運営に臨むこととなります。これまで議会改革への取り組みや紀勢自動車道の開通、庁舎移転など議員の皆様には多大なご尽力をいただき、誠にありがとうございました。

また、町長以下、執行部の皆様方には、任期中大変お世話になり、これまでのご厚情に対し、深くお礼を申し上げます。

最後に、町民の皆様におかれましては、日ごろから町議会に対しまして、温かいご支援とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

中本衛議長

これをもちまして、平成26年9月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午後 3時 15分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成26年11月30日

紀北町議会議長 中本 衛

紀北町議会議員 東 篤布

紀北町議会議員 東 清剛

